

秋田市ふるさと納税返礼品提供事業
に関する募集要項

秋田市

令和6年9月

1. 目的

ふるさと納税制度により秋田市（以下「本市」と言う）へ寄附をいただいた本市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地場製品のPRならびに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2. 返礼品提供事業者のメリット

返礼品の画像や名称、取扱事業者名、商品説明文等を、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRと販路拡大につながります。本市が利用しているポータルサイトは以下のURLまたは右のQRコードからご確認ください。



<URL>

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011478/1008502/1003148.html>

- (1) 返礼品の商品代（包装代や箱代を含む）、ポータルサイトでの利用手数料および送料実費は本市が負担します。
- (2) 返礼品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です。
- (3) 本市ふるさと納税の返礼品であることを、自社における商品の宣伝や広告等においてPRすることができます。

3. 返礼品提供事業者の要件

- (1) 本市に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場が存在し、本市内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている事業者であること
- (2) 上記(1)に該当しない場合には、本市内で生産された原料にて加工、製造、販売を行っている、もしくは本市をPRしていると認められる事業者であること
- (3) 関連法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスを行っていること
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと
- (6) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと
- (7) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例

- 第 32 号) その他関係法令等に定める事項を遵守の上、返礼品の発送以外には使用しないなど責任を持った対応ができること
- (8) 返礼品提供事業者として果たすべき業務(返礼品の発送・発注管理・在庫管理・返礼品の情報に変更があった際の迅速な報告等)を遂行できること
 - (9) 本市が行う返礼品に関する調査・確認については、これに同意するとともに調査に必要な書類の提出を求めた際には速やかに対応すること
 - (10) 返礼品として食品を取り扱う場合(以下「食品取扱事業者」という)は食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等各種法令等に従った事業活動を行っていること
 - (11) 食品取扱事業者においては、関連法令および国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること
 - (12) 食品取扱事業者においては、原材料、賞味期限又は消費期限、アレルギー表示(特定原材料 8 品目、特定原材料に準ずる 20 品目およびコンタミネーションも含む)、産地等について適正に表示するとともに、変更があった場合、もしくは商品の製造中止等により提供不可となった場合には、本市や「6. 委託事業者」へ報告するなど、速やかな対応を行うこと
 - (13) 広告媒体(新聞・テレビ・web 等)に返礼品を強調して掲載することは、平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 2 条第 1 号ハの規定において禁止されていることから、返礼品であることを強調したものや、返礼品の情報が大部分を占める広告媒体による PR は行わないこと
 - (14) 本市が実施するふるさと納税に関する、広告・宣伝等の PR 活動に際し、返礼品に関する情報(返礼品の商品名・説明文・画像データ等)や事業者情報(事業者名、連絡先等)を提供可能であること
 - (15) 法令等違反、虚偽の報告により要件に適合しない返礼品の提供を行うなど、返礼品提供事業者の行いにより、ふるさと納税に係る指定制度の解除等、本市に損害を与えた場合は、本市に生じた損害の賠償請求に応じること

4. 返礼品の要件

返礼品は、次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)に適合するものであること
(詳細は別紙「地場産品基準について」参照)
- (2) 本市の魅力を PR し、イメージアップにつながる商品又は体験・サービスであること
- (3) 品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること(ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合はこの限りでない)
- (4) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること

5. 返礼品の金額

- (1) 商品代に梱包代および消費税を含めた金額を返礼品の提供価格とする。
- (2) 提供価格が寄附金額に対し3割以内となるよう、市が提供価格に応じて寄附金額を設定する。

例) 商品代 2,500 円 + 消費税 250 円 + 梱包代 250 円 = 提供価格 3,000 円

↓

寄附金額 10,000 円の返礼品として各ポータルサイトに掲載

6. 委託事業者

本市は、ポータルサイトへの返礼品情報の掲載、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託しています。

【委託事業者】

株式会社ウィルドリブン

所在地：〒018-4513 秋田県北秋田市小又字下川原 110 番地

（秋田営業所）〒010-0003 秋田県秋田市東通一丁目 3 番 27 号

電 話：050-5491-1168

F A X：050-5210-8907

メール：furusato-akitashi-akita@willdriven.co.jp

7. 応募方法

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 提出書類：
 - ア 「【秋田市ふるさと納税】事業者登録書」
 - イ 「返礼品新規登録提案書」※返礼品の内容確認にあたり、追加で資料を提出いただく場合があります。
- (3) 提出方法：電子メール
- (4) 提出先：株式会社ウィルドリブン
メール：furusato-akitashi-akita@willdriven.co.jp

8. 返礼品登録、総務省による審査について

- (1) 事業者登録書・返礼品新規登録提案書を委託事業者へ提出（委託事業者から本市に連携）
- (2) 提案内容について要件を満たしていることを確認のうえ、本市から総務省へ返礼品取扱いの認可申請
※総務省への申請に際し、生産・製造工程等について追加で情報提供いただく

く場合があります。

- (3) 総務省の承認後、委託事業者にてふるさと納税ポータルサイトへ返礼品画像や情報を登録

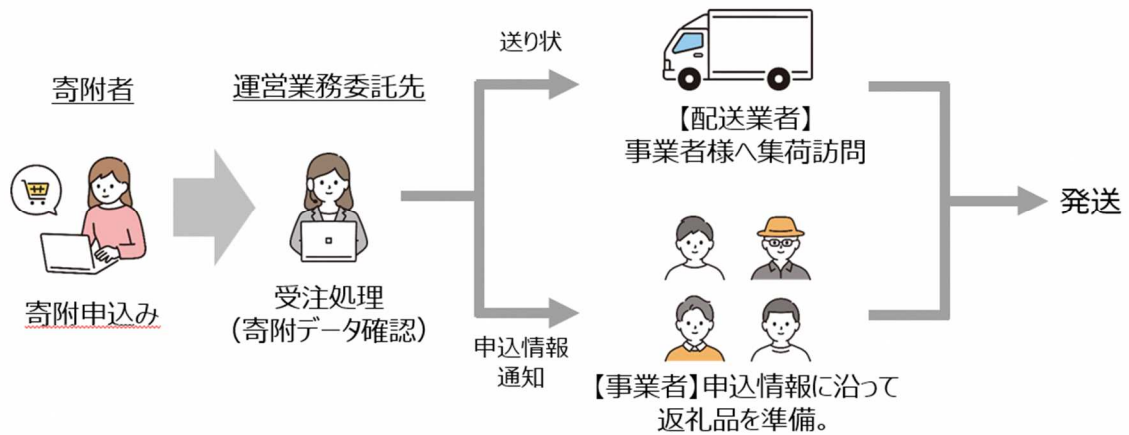
※総務省の審査に時間がかかるため、承認まで2～3か月程度の期間を要する場合があります。

- (4) 寄附受付開始

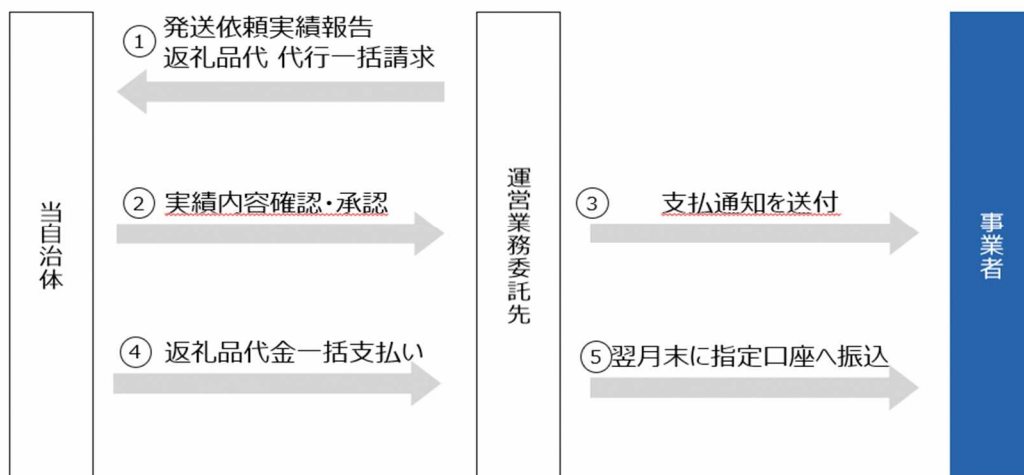
※本市の確認および総務省の審査により、返礼品登録を否認される可能性があります。また、寄附受付開始後であっても、総務省からの返礼品の内容に疑義が生じた場合など、受付を停止する場合がございます。

9. 寄附申込から支払までの流れ

- (1) 寄附入金から返礼品発送までの流れ



- (2) 支払いまでの流れ



10. 返礼品登録の解除等

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「3. 返礼品提供事業者の要件」又は「4. 返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (8) 本市ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

11. その他、留意事項

- (1) 有事に対応するため、PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険への加入を推奨します。
- (2) 返礼品として登録された商品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 事業者情報や口座など、事業者登録書の内容に変更が生じる場合は、速やかに委託事業者へ報告を行ってください。

12. 問い合わせ先

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 ふるさと納税推進担当

所在地：秋田市山王一丁目1番1号

電話：018-888-5487

F A X：018-888-5488

メール：furusato-akita@city.akita.lg.jp

地場産品基準について

返礼品として提供ができる商品は、総務省が示す地場産品基準のいずれかを満たしている必要があります。提案予定の返礼品については、以下の要件に合致しているか事前にご確認ください。

1号 市内において生産されたもの。

2号 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。

原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を使用して作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断されます。

【提供可能例】

- ・区域内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・市内で生産された酒米を 100%使用して、市外において醸造した地酒
- ・市内事業者が、市内で栽培したリンゴを 100%使用して、市外の工場で加工したリンゴジュース

【提供不可例】

- ・製造に用いる牛乳のうち、市内で生産された牛乳を約 10%使用した市外製造のアイスクリーム
- ・市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き

3号 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、秋田県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。

加工その他の工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえて判断します。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

【提供可能例】

- ・ 市内事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 市外で生産された豚肉を、市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 市外で生産されたガラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を市内において市内業者が施した工芸品

【提供不可例】

- ・ 市外で生産されている、市内の茶商が監修したペットボトルのお茶
- ・ 市内事業者がパッケージしている、市外で生産されたフルーツなど
- ・ 市外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 輸入した海外産の牛肉を市内で熟成させたもの
- ・ 市外から調達したブロック肉を、市内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 市内での工程が、枝肉の切断である精肉
- ・ 県外で収穫した玄米を市内で精白したもの

4号 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。

市内から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合のみ該当します。

単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、該当するものではありません。

【提供可能例】

- ・市内を含む複数の市町村を管轄する J A に市内で生産された米を出荷して、当該 J A が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・市内で生産後、複数の市町村を管轄する J A に出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

【提供不可例】

- ・市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

5号 市の広報の目的で生産された市内のキャラクターグッズ・オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市内独自の返礼品等であることが明白であるもの。

返礼品等自体が本市の広報目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に市章をプリントしたものや、PR リーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、市内の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、該当するものではありません。

【提供可能例】

- ・秋田市のキャラクターグッズ
- ・秋田市を PR するためのオリジナルのポストカード
- ・秋田市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

【提供不可例】

- ・市内で創業した事業者が市外で生産する即席麺
- ・市の出身者であるパティシエが市外で製造する洋菓子
- ・包装紙に「秋田市」と記載されているだけのもの
- ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に市内のキャッチコピーを印字したもの

6号 1号から5号の基準に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの。

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが

社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

【提供可能例】

- ・区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット
- ・区域内で製造されたミートソースと区域外で製造されたパスタ
- ・市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

【提供不可例】

- ・市外で生産された商品と市内のPR冊子をセットにしたもの
- ・市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

7号 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、返礼品となる役務の主要な部分が当市に相当程度関連性のあるもの。

社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しません。

【提供可能例】

- ・秋田市長の一日体験を行うもの
- ・区域内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス
- ・市内の果樹園での果物狩り体験
- ・市内で開催されるイベントのチケット

【提供不可例】

- ・市内にある全国的に展開している飲食店における飲食
- ・市内にある全国的に展開している美容施設での施術
- ・区域内を訪れず利用することができる宅配クリーニング
- ・市内観光地を含むが、大部分を他市町村が占める観光ツアーの旅行券